

# 渋谷区

# 移動支援事業

# ガイドライン

令和8年4月

問い合わせ先  
福祉部障がい者福祉課

●支給決定・支援内容に関すること

TEL 03-3463-1937（身体福祉係）

03-3463-1978（知的福祉係）

03-3463-1905（精神福祉係）

●請求に関すること

TEL 03-3463-1936（経理係）

# 目次

1	渋谷区の移動支援事業	P 1
	Ⅰ 移動支援	P 1
	(1) 事業の概要	P 1
	(2) 対象となる方	P 1
	(3) サービスの内容	P 2
	(4) 利用時間の上限	P 4
	(5) 実施方法	P 4
	(6) 移動の手段	P 4
	(7) 認定区分	P 4
	(8) 外出の範囲	P 5
	(9) サービス費	P 5
	(10) 利用者負担額	P 6
	Ⅱ 通学支援	P 7
	(1) 事業の概要	P 7
	(2) 対象となる方	P 7
	(3) サービスの内容	P 7
	(4) 利用時間の上限	P 9
	(5) 実施方法	P 9
	(6) サービス費	P 10
	(7) 留意事項	P 10
	Ⅲ 通所支援	P 11
	(1) 事業の概要	P 11
	(2) 対象となる方	P 11
	(3) サービスの内容	P 11
	(4) 利用時間の上限	P 12
	(5) 実施方法	P 12
	(6) サービス費	P 12

2	利用手続き	P 13
3	サービス支給期間	P 14
4	その他（留意事項）	P 14
5	事業所の登録等	P 15
6	Q&A	P 16

# 1 渋谷区の移動支援事業

渋谷区では3つの移動支援サービスを提供しています。

- I 移動支援
- II 通学支援
- III 通所支援

## I 移動支援

### I (1) 事業の概要

移動が困難な障がい者（児）を支援することで、障がい者ご自身及びご家族等の日常生活の利便性の向上と生活圏の拡大を図るサービスです。

### I (2) 対象となる方

以下の①または②のいずれか及び③に該当する方が対象になります。

- ① 渋谷区に居住地を有する方（他自治体で援護を受けている方は除く）
- ② 渋谷区で支給決定を受け、区外の障害者支援施設及びグループホームに居住している方
- ③ 移動に著しい困難があり、かつ次のいずれかに該当する方

身体障がい者	◇身体障害者手帳の交付を受けている方で、体幹又は下肢に障害があり、肢体不自由 1 級または 2 級に相当する方 ◇視覚・聴覚障がいがあり、一人での移動が困難な方 ※視覚障がいのある方は、「同行援護支援のサービス」が優先になります。
知的障がい者	◇愛の手帳、又は療育手帳の交付を受けている方
精神障がい者	◇精神障害者保健福祉手帳の交付（更新中を含む）を受けている方

※障がい（発達障がいを含む）を有する児童で、手帳の交付を受けていない場合、障害の状態と移動が困難であることが記載された診断書等が必要です

※上表に該当する方のうち、以下の場合は、原則として移動支援を利用できません。

- ① 渋谷区で支給決定を受け、障害者支援施設に入所中の方  
※障害者支援施設に入所中の方は、自宅へ帰省（帰宅）する場合及び自宅滞在中の余暇について例外的に移動支援を利用できます。
- ② 医療機関に入院中の方
- ③ 障害福祉サービスにおける重度訪問介護、行動援護、同行援護の支給決定を受けている方  
（国のサービスで対象外のものについては、内容によって移動支援での支給が可能となる場合があります。必ずご相談ください。）
- ④ 小学生未満の方

## I (3) サービスの内容

主に以下の外出が対象となります。

社会生活上必要な外出

外出内容	例
行政機関等における諸手続き、相談	官公庁（区役所、警察署、裁判所 等）
冠婚葬祭に係る移動	結婚式、葬式、お墓参り 等
金融機関等の利用	銀行、郵便局等
	○銀行窓口までの移動 ×ヘルパーによる預金の引き出し、金銭の取り扱い

余暇活動等の社会参加のための外出

外出内容	例
文化施設の利用	映画館、美術館、博物館、コンサート会場、図書館、演劇場、公園、寺社参拝 等
体育施設等の利用	ジム、体育館、競技場、プール 等
	○体育施設までの送迎 着替えの手伝い ×スポーツ及びプールの支援 (スポーツ中の支援は、移動支援の支給対象にはなりません。)
観光施設等の利用	動物園、水族館、遊園地 等
買い物	デパート、ショッピングモール 等
	○店舗への送迎及び店舗内の移動 ×本人不在・同意のない買い物
イベント（行事）	○イベント開催場所への送迎 ×学校・通所施設・移動支援事業所等が主催するイベント参加中
	（利用可能なイベント例） ○えびす青年教室・幡ヶ谷青年教室 GAYA・ 渋谷区障害者団体連合運動会・渋谷区障がい者スポーツ教室への送迎 ○区主催及び区後援の展示会・展覧会への送迎及び鑑賞中 ※イベント参加中、ボランティアによる見守りがある場合には、移動支援は利用できません。 ※上記以外で付き添いが必要なイベントがある場合には、ご相談ください。
理容・美容	理容室・美容院 等

外出内容	例
通院	急病・突発的なケガ等による通院のみ可能 ※定期的な通院は、通院等介助のサービスの対象になります。 ※通院等介助と同様に、院内での介助は対象外になります。 ※介護保険対象者の方は、担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターへご相談ください。
施設への送迎	<u>短期入所施設、緊急一時保護施設への送迎</u> ※施設での送迎がない（できない）場合に利用可能です。 ※移動支援は送迎のみ利用可能です。 <u>施設の利用中に移動支援を利用することはできません。</u>
その他	投票所、お見舞い、カラオケ、外食、散歩、スポーツ観戦、花火大会 等

以下の外出は対象となりません。

対象とならない外出

外出内容	例
経済活動に係る移動	通勤、収入を得ることを目的とした外出 ※通勤経路を覚えるための一時的な利用の場合は支給を決定する場合があります。
政治活動又は宗教活動に係る外出	布教活動・勧誘活動・選挙運動 等
ギャンブルを目的とする外出	パチンコ、競馬 等
通年又は長期にわたる外出	通学・放課後等デイサービス・通所施設・生活介護施設への送迎 ※ <u>通学・放課後等デイサービス・日中一時支援への送迎</u> は「 <u>通学支援</u> 」での利用が可能です。 ※ <u>就労継続支援B型事業所への送迎</u> は「 <u>通所支援</u> 」での利用が可能です。
宿泊を伴う外出	旅行、帰省 等
その他	水泳・登山・ジョギング等のスポーツの支援
注意事項	内容
※小学生の外出範囲は？	保護者の同意に基づき、 <u>1日8時間以内で往復できる範囲</u> です。
※1日の移動支援サービス利用は？	<u>6時から22時までの間</u> で、 <u>おおむね8時間以内</u> です。
※請求について	請求は <u>30分単位</u> です。支給時間数が有効に活用されるよう移動支援サービスの提供をしてください。

## I (4) 利用時間の上限

---

1ヵ月につき、25時間まで

※単身世帯、上肢1級かつ下肢又は体幹1級の方は、それぞれ10時間加算します。

※支給期間内総時間数(月当り支給時間×支給期間内の月数)の範囲内で、月の支給量の2倍まで利用できます。

(例)年間300時間(月25時間×支給期間12ヵ月)の場合

⇒月50時間までは利用可能

ただし、年間300時間は超過できないのでご注意ください。

## I (5) 実施方法

---

渋谷区における移動支援事業のサービス提供形態は、利用者1名に対して、ヘルパーが1名付き添うマンツーマン方式による「個別支援型」になります。

※原則、家族の同行は不可です。(保護者の同行が必要となる特別な事情がある際にはご相談ください)

## I (6) 移動の手段

---

支援時の移動手段は、徒歩、公共交通機関、タクシー等に限られます。

ヘルパー自らが運転する車両による移動は原則として認められません。

## I (7) 認定区分[移動A・移動B]

---

渋谷区では、対象者の障がい状態により、移動A、移動Bの区分を認定します。

「移動A」・・・車いす利用又は行動障がいが多い等の理由で常時見守り支援が必要な方

「移動B」・・・上記以外の方

## I (8) 外出の範囲

移動支援の利用可否は、「社会通念上公的サービスの対象として適当であるか否か」の観点により判断します。

対象となる外出範囲は以下のとおりです。

自宅 ⇒ 外出先 ⇒ 自宅
自宅 ⇒ 外出先
外出先 ⇒ 自宅

## I (9) サービス費

渋谷区における移動支援事業のサービス費及び利用料は次のとおりになります。

<サービス費>

渋谷区独自の単位数に基づき、算定されます。

時間帯の区分・・・

サービス費は、「早朝」、「日中」、「夜間」の3つの時間帯に分けて算定します。

6:00	8:00	18:00	22:00
早朝帯	日中帯	夜間帯	

サービス費の算定・・・

サービス費（総費用額）は、サービスを提供した時間帯・時間数ごとに設定された単位数の合計に地域加算（特別区の場合 11.20）を乗じた額となります。

（参考）基本単位数

### 【移動A】

	※単位に地域加算（特別区内の場合は 11.20）を乗じた金額が請求金額になります。	
時間帯	日中	早朝・夜間
最初の30分まで	260 単位	325 単位
1時間まで	412 単位	515 単位
1時間30分まで	600 単位	749 単位
以降30分ごと	83 単位	104 単位

### 【移動B】

	※単位に地域加算（特別区内の場合は 11.20）を乗じた金額が請求金額になります。	
時間帯	日中	早朝・夜間
最初の30分まで	159 単位	199 単位
1時間まで	303 単位	381 単位
1時間30分まで	424 単位	531 単位
以降30分ごと	105 単位	132 単位

## I (10) 利用者負担額

・「利用者負担」・・・世帯区分(\*)に応じて、サービス費のうち、下表のとおり利用者の方の負担となります。

・「利用者負担上限額」・・・利用者負担月額に上限を設定しています。

\*世帯の認定の取り扱いは、次のとおりになります。

【障がい者】…障がい者本人及び配偶者

【障がい児】…障がい児の保護者の属する住民基本台帳上の世帯

世帯区分	利用者負担額
生活保護世帯	0円
区民税非課税世帯	0円
区民税課税世帯	サービス提供に要した費用の1割

※負担額は、**決定通知書**や**受給者証**に記載されているので、ご確認ください。

※外出中に発生する以下の経費は、公費負担の対象とならず、ヘルパーの分も含めて利用者の実費負担となります。事前にサービス提供事業者にご確認ください。

・目的地までの交通費/外出先での飲食費/レジャー施設における入場料等

### 【他の障害福祉サービスと併給されている場合】

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービスを併給されている場合の利用者負担は、それらの利用者負担額と合算します。移動支援費と障害福祉サービスの利用者負担額の合計額が利用者負担月額上限額を超えた場合、後日超えた分をお返しします。

(例) 利用者負担上限月額が 9,300 円の場合

移動支援の利用者負担額 3,360 円 障害福祉サービスの利用者負担額 9,000 円

合計 12,360 円

⇒利用者負担月額上限額 9,300 円を超えた 3,060 円をお返しします。

### 【2カ所以上の移動支援サービス事業所を利用している場合】

移動支援サービスで複数の移動支援サービス事業所を利用する場合には、各事業者利用者負担額を一旦お支払いいただいた後、合計額が利用者負担月額上限額を超えた場合、後日超えた分をお返しします。

※返還金は、毎年1回、前年度分を計算し、該当の方へ通知します。

※実際のサービス利用から返還まで1年以上かかることもあります。

## Ⅱ 通学支援

### Ⅱ (1) 事業の概要

保護者や家族の就労又は病気等の理由により、単独での通学が困難な障がい児に対し、登校・下校時にヘルパーを派遣し、目的地までの送迎をするとともに、通学時の安全を確保するサービスです。

### Ⅱ (2) 対象となる方

以下の両方に該当する方が対象になります。

●渋谷区に居住地を有する児童及び生徒

●移動に著しい困難があり、かつ次の全てに該当する児童及び生徒

(1) 身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれかを有している方

(2) 都内の特別支援学校又は、公立小学校・中学校に在籍している方

(3) 保護者が次のいずれかに該当していること。

ア 就労により送迎が困難であること。(就労が確認できる書類が必要になります。)

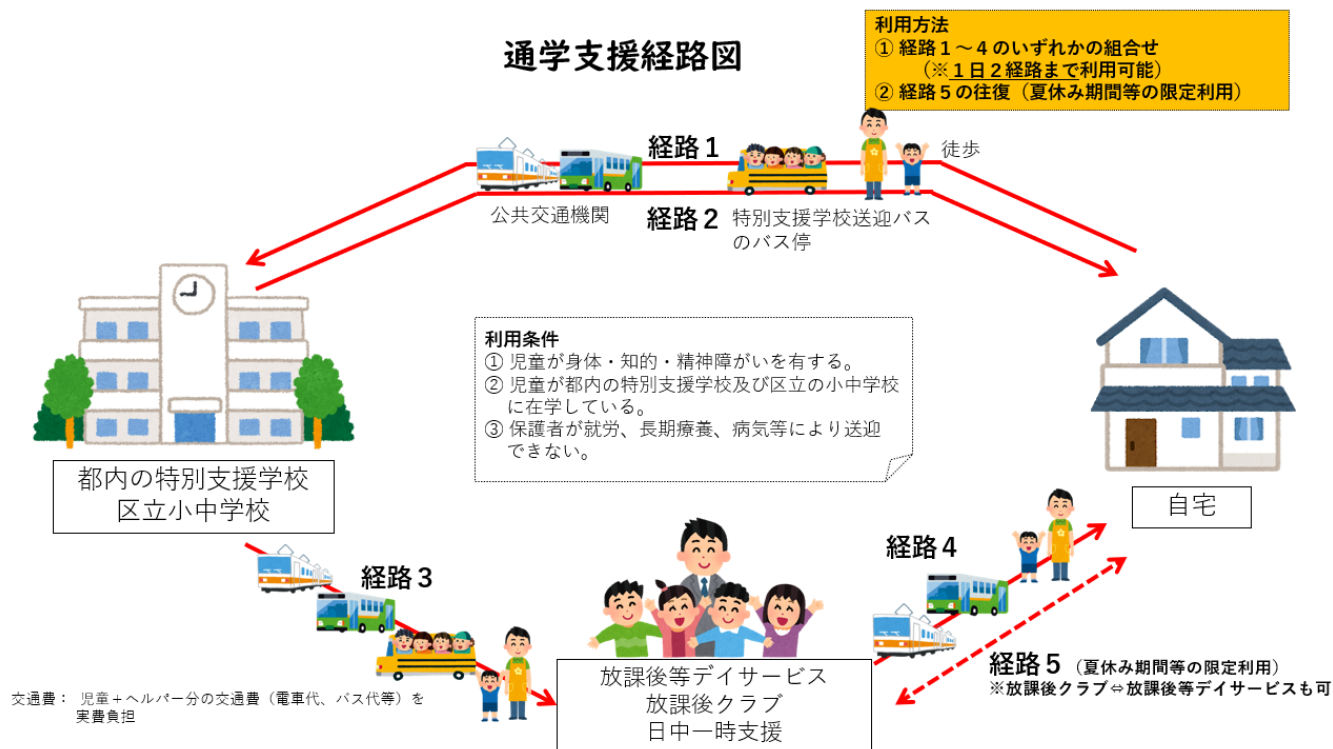
イ 長期療養又は入院を要する病気等により送迎が困難であること。(診断書等が必要です。)

※要件を満たさなくなった場合には、支給終了となります。

### Ⅱ (3) サービスの内容

○	自宅と学校間の送迎
○	自宅と学校の送迎バス停留所間の送迎
○	学校から放課後等デイサービス・放課後クラブ・日中一時支援への送迎
○	放課後等デイサービス・放課後クラブから自宅への送迎
△	自宅と放課後等デイサービス・放課後クラブ・日中一時支援間の送迎 (夏休み期間等の長期休暇中のみ利用可能です。長期休暇以外の土日は対象外です。)
×	学校から習いごとへの送迎

## 通学支援経路図



### 【利用方法】

- ① 経路1～4のいずれかの組合せ(1日2経路まで利用可能)
  - ・ 自宅⇒学校/学校(放課後クラブ)⇒自宅
  - ・ 自宅⇒学校/学校⇒放課後等デイサービス
  - ・ 学校⇒放課後等デイサービス/放課後等デイサービス⇒自宅
- ② 経路1～4のいずれか1つの片道利用
- ③ 経路5の往復(夏休み期間等の限定利用)

### 【通学支援先からの移動支援の利用について】

学校等の通学支援先から余暇活動へ移動支援を利用する場合、従来は自宅に戻りサービスを一旦終了する必要がありましたが、令和2年4月からは、通学支援先を起点に移動支援を利用することが可能です。

(例) 自宅⇒〇〇学校⇒移動支援の目的地⇒自宅

- ① 自宅⇒〇〇学校・・・**通学支援**
- ② 〇〇学校⇒移動支援の目的地・・・**移動支援**
- ③ 移動支援の目的地⇒自宅・・・**移動支援**

※利用する場合には通学支援の支給に加え、移動支援の支給が必要です。

※通学支援を利用している方に限り、臨時で利用可能になります。

## Ⅱ（４） 利用時間の上限

---

1 ヶ月、24時間まで

※支給期間内総時間数（月当り支給時間×支給期間内の月数）の範囲内で、月の支給量の2倍まで使うことができます。

（例）年間288時間（月24時間×支給期間12ヵ月）の場合

⇒月48時間までは利用可能

ただし、年間288時間は超過できないのでご注意ください。

## Ⅱ（５） 実施方法

---

渋谷区における通学支援事業のサービス提供形態は、「個別支援型」と「グループ支援型」です。移動手段は、P4「移動の手段」に準じます。

※原則、家族の同行は不可です。（保護者の同行が必要となる特別な事情がある際にはご相談ください）

### ① 個別支援型

利用者1人に対して、ヘルパーが1人付き添うマンツーマン方式による支援となります。

### ② グループ支援型

1人のヘルパーが、利用者2人を同時支援できます。

#### ア 要件

- ・通学支援で、利用者の出発地又は目的地が同一であること  
（例）各自宅→〇〇学校、△△放課後等デイサービス→各自宅
- ・安全の確保された状態で同時に支援することが可能な利用者であること

#### イ ヘルパーの資格について

- ・グループ支援型を実施する利用者に対し、個別支援型の支援を実施したことがあること
- ・利用者全員の支援に必要な資格を有していること

#### ウ 事前提出資料について

移動支援事業所は、利用者の体調不良等の緊急時対応を含め、安全性の確保について保護者と十分協議の上、利用計画書を作成し、区に提出してください。内容審査後、グループ支援を行う旨を決定し、事業所へ通知します。

※利用計画書の様式は任意です。（参考書式あり）

#### エ その他の留意事項

移動支援事業所は、交通費等の実費（ヘルパーの交通費含む）が発生する場合、それぞれの利用者に確認して、負担割合等の調整を行ってください。

## Ⅱ（６） サービス費

---

P5「サービス費」に準じます。（個別支援型、グループ支援型共通）

## Ⅱ（７） 留意事項

---

### 保護者の勤務状況又は疾病状況が変わったときの届け出について

当初、通学支援の利用申請をされた際、提出いただいた勤務証明書や診断書の記載事項に変更等が生じた場合は、再度、区への届け出が必要です。

① 勤務先・勤務地等が変更となった場合

変更後の勤務先・勤務地等記載のある就労証明書を提出してください。

② 退職した場合

退職後の求職活動中は通学支援を利用できません。その間は、通学支援の支給は取り消しとなるので、必ずご連絡ください。

※退職日以降、届け出ずにサービスを継続利用していた場合は、その間に生じたサービス費は全額自己負担となります。

### 高等学校卒業に伴う支給決定の取り消しについて

通学支援のサービス利用は、高等学校卒業とともに終了します。通学支援の対象となる高等学校を卒業後、専門学校・大学等に進学した場合、その通学にかかる支援は対象外のため、ご注意ください。

## Ⅲ 通所支援

### Ⅲ（１） 事業の概要

保護者の就労や病気、高齢化等の理由により、単独での就労継続支援 B 型事業所への通所が困難な障がい者に対し通所時にヘルパーを派遣し、通所先までの送迎を行うとともに、就労の機会の確保を図るサービスです。

### Ⅲ（２） 対象となる方

以下の①または②のいずれか及び③に該当する方が対象になります。

- ① 渋谷区に居住地を有する方（他自治体で援護を受けている方は除く）
- ② 渋谷区で支給決定を受け、区外グループホームに居住している方
- ③ 移動に著しい困難があり、かつ次の全てに該当する方
  - （１） 就労継続支援 B 型事業所に通っている方
  - （２） 一人での通所が困難な方

### Ⅲ（３） サービスの内容

1. 自宅と就労継続支援 B 型事業所間の送迎
2. グループホームと就労継続支援 B 型事業所間の送迎

【通所先からの移動支援の利用について】

通所先から余暇活動へ移動支援を利用する場合、従来は自宅に戻り、サービスを一旦終了する必要がありましたが、令和 2 年 4 月からは、通所先を起点に移動支援を利用することが可能です。

（例）自宅→〇〇福祉作業所→移動支援の目的地→自宅

- ① 自宅→〇〇福祉作業所・・・通所支援
- ② 〇〇福祉作業所→移動支援の目的地・・・移動支援
- ③ 移動支援の目的地→自宅・・・移動支援

※利用する場合には通所支援の支給に加え、移動支援の支給が必要になります。

### Ⅲ（４） 利用時間の上限

---

1 ヶ月 最大20時間まで

（利用時間数は、通所に必要な時間数を支給します。決定通知書や受給者証に記載されていますので、ご確認ください。）

※支給期間内総時間数（月当り支給時間×支給期間内の月数）の範囲内で、月の支給量の2倍まで使うことができます。

（例）年間240時間（月20時間×支給期間12ヵ月）の場合 ⇒月40時間までは利用可能  
ただし、年間240時間は超過できないのでご注意ください。

### Ⅲ（５） 実施方法

---

渋谷区における通所支援事業のサービス提供形態は、「個別支援型」と「グループ支援型」です。移動手段は、P4「移動の手段」に準じます。

※原則、家族の同行は不可です。（保護者の同行が必要となる特別な事情がある際にはご相談ください）

#### ① 個別支援型

利用者1人に対して、ヘルパーが1人付き添うマンツーマン方式による支援となります。

#### ② グループ支援型

1人のヘルパーが、利用者2人を同時支援できます。

#### ア 要件

- ・通所支援で、利用者の出発地又は目的地が同一であること
- ・安全の確保された状態で同時に支援することが可能な利用者であること

#### イ ヘルパーの資格について

- ・グループ支援型を実施する利用者に対し、個別支援型の支援を実施したことがあること
- ・利用者全員の支援に必要な資格を有していること

#### ウ 事前提出資料について

移動支援事業所は、利用者の体調不良等の緊急時対応を含め、安全性の確保について保護者と十分協議の上、利用計画書を作成し、区に提出してください。内容審査後、グループ支援を行う旨を決定し、事業所へ通知します。 ※利用計画書の様式は任意です。（参考書式あり）

#### エ その他の留意事項

移動支援事業所は、交通費等の実費（ヘルパーの交通費含む）が発生する場合、それぞれの利用者に確認して、負担割合等の調整を行ってください。

### Ⅲ（６） サービス費

---

P5「サービス費」に準じます。（個別支援型、グループ支援型共通）

## 2 利用手続き

### 移動支援・通学支援・通所支援 申請の流れ

#### ①申請

窓口及び電話にて随時受付（担当：障がい者福祉課）

電話：（3463）1937（身体福祉係）  
（3463）1978（知的福祉係）  
（3463）1905（精神福祉係）

申請に必要な書類

**移動支援**：移動支援費支給申請書兼利用者月額負担上限額認定申請書

**通学支援**：①移動支援支給申請書兼利用者月額負担上限額認定申請書（通学支援）  
②世帯状況・収入等申告書  
③就労・就職内定証明書もしくは診断書等

**通所支援**：①移動支援支給申請書兼利用者月額負担上限額認定申請書（通所支援）  
②通所支援調査票（保護者及び通所先の担当者が記入）

#### ●窓口申請

窓口にて必要事項を確認の後、申請書をその場で記入いただきます。

#### ●電話申請

電話にて必要事項を確認の後、申請書類等を郵送でお送りします。



②認定し、支給量等（月あたりの上限時間）を決定する。（区）



③郵送により決定通知書及び受給者証の交付する。（区）



④区に登録している移動支援事業所を選び、契約を結ぶ。

区HPに移動支援事業所一覧が掲載されています。

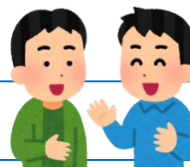
移動支援事業所一覧



⑤移動支援事業所にガイドヘルパーの派遣を依頼する。



⑥移動支援事業所と契約しているヘルパーが支援を実施



※既に移動支援の支給決定を受けている方が、通学支援や通所支援を利用する場合には、改めて申請が必要です。

- ・通学・通所支援の支給決定をした方⇒移動支援と同様の受給者証に通学又は通所に関する利用回数・時間等を記載いたします。(緑色の受給者証)

※申請から支給決定まで約2～3週間かかります。

### 3 サービスの支給期間

サービスの支給期間は原則1年間です。(他サービスを支給されている場合、手帳に有効期限がある場合は1年以内となる場合があります)

更新時期が近づきましたら、申請書類をお送りします。継続を希望する際には、必要事項を記入の上返送してください。更新申請手続きをしない場合、支給は終了します。また利用を終了する方は、その旨を連絡してください。

### 4 その他（留意事項）

#### 【移動支援事業所】

##### (1) 利用できる事業所について

渋谷区に登録されている事業所であれば、区内・区外を問わずに利用できます。

渋谷区に登録されているか事前に事業所にご確認ください。

##### (2) 契約時間数について

渋谷区が支給決定をした時間数の範囲内であれば、複数の事業所と契約を結ぶことができます。

※年間の利用時間が支給決定した時間数を超過してしまった場合、超過した時間のサービス費は、全額利用者の負担になります。

#### 【2人支援の対応について】

移動支援におけるサービスは、マンツーマン方式による「個別支援型」を原則としていますが、身体的な特徴や行動面で、ヘルパー2人での対応が必要であると認められる方は、2人支援対象者として認定します。

※2人支援対象者とされた方については、ヘルパー2人分の時間及び利用料が発生します。

※利用時間は、月の支給時間を超えることはできません。

## 5 事業所の登録等

渋谷区で移動支援事業を実施しようとするときは、事業所の登録が必要です。

申請は、事業者（法人）が事業所ごとに登録してください。

サービスの開始は、登録後に渋谷区から送付される「渋谷区移動支援事業所登録済通知書」に記載される登録日以降となります。登録日前のサービス提供分は、給付の対象となりません。

事業所の登録手続き（登録・変更・休止・廃止）については、ホームページから各申請に必要な申請書をダウンロードし、ご記入の上必要書類を添えて、障がい者福祉課知的福祉係にご提出ください。

渋谷区ホームページ：<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/>

事業者向け情報＞障がいの生活（事業者向け）＞障がい者＞移動支援事業者向け

ヘルパーの資格は以下のとおりです。

修了研修名・資格名	視覚障がい者(児)	肢体不自由障がい者(児) (下肢又は体幹)	知的障がい者(児)	精神障がい(児)
介護福祉士	○	○	○	○
介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー2級修了者）	○	○	○	○
介護職員実務者研修修了者（旧ヘルパー1級修了者）	○	○	○	○
視覚障害者移動支援従業者養成研修修了課程修了者	○			
全身性障害者移動支援従業者養成研修修了課程修了者		○		
知的・精神障害者移動支援従業者養成研修修了課程修了者			○	○
重度訪問介護従事者養成研修修了者		○		

# Q&A

## 目次

・区分について	P16
・未就学児の利用について	P16
・対象者について	P17
・他サービスとの併用について	P17
・移動支援の利用範囲について	P17
・イベント等への参加について	P19
・プールでの利用について	P19
・ヘルパーとの待ち合わせについて	P19
・ヘルパーの家族への支援について	P20
・2人支援について	P20
・キャンセルについて	P20
・介護タクシー及び車を利用した支援について	P20
・交通費や飲食代について	P21
・通院の介助について	P21
・通学支援について	P21
・グループ支援について	P22
・通所支援について	P23
・その他	P23
・サービス時間の算定について	P24

### <区分について>

1 「移動A」と「移動B」では、提供できるサービスに差がありますか？  
また、これ以外にも移動Cや移動D等の区分はあるのでしょうか？

「移動A」、「移動B」の区分は、利用者の状態から判断するものであり、提供できるサービスを区分するものではありません。

また、区分は「移動A」と「移動B」のみです。移動Cや移動Dはありません。

### <未就学児の利用について>

2 保育園・幼稚園の送迎に移動支援を利用することはできますか？

未就学児の移動は、障がいの有無にかかわらず、通常保護者が行うことから、利用できません。

## <対象者について>

### 3 児童が移動支援を利用する場合は、何歳から利用することが可能ですか？

小学生以上からとなります。ただし、保護者の付き添いが求められる場合に、移動支援での介助や見守りで保護者の代理をすることは認められません。

### 4 障がい者手帳を持っていないと移動支援サービスは利用できませんか？

児童（小学生～18歳未満）は、手帳を持っていなくても医師の診断書等があれば利用可能です。18歳以上の成人は、各種障がい者手帳が必要になります。

### 5 視覚障がいのある方はどんな場合に移動支援事業が利用できますか？

視覚障がいのある方の外出支援は、原則、同行援護サービスが優先になります。ただし、やむを得ず同行援護サービスを受けられない場合は、移動支援の利用が可能です。また、視覚障がいのある方は移動支援の支給時間に15時間加算されるため、月40時間が支給時間となります。

## <他のサービスとの併用について>

### 6 在宅で生活していますが、介護保険のサービスと移動支援事業のサービスではどちらが優先ですか？

介護保険サービスの中には、移動支援事業のサービスと同様のサービスがあります。65歳以上で介護保険サービスを利用する方の外出については、移動支援事業の対象になりません。ただし、介護保険の対象とならない社会参加のための外出等が利用の対象となります。

## <移動支援の利用範囲について>

### 7 1日あたりの利用時間は決まっていますか？

1日あたりの利用は、6時から22時までの間で、おおむね8時間以内です。

### 8 区外への外出にサービスを利用することは可能ですか？

区外(都外)への外出についても、1日の範囲内で用務を終えるものであれば、移動支援を利用できます。

### 9 宿泊を伴う利用はできますか？

利用できません。6時～22時の範囲内で用務を終える支援が対象になります。  
※22時以降の支援は全額自費になります。

10 短期入所施設、緊急一時保護施設への送迎は利用できますか？

施設で送迎がある場合、移動支援は利用できません。「送迎がない」「送迎を受けられない」場合は移動支援をご利用いただけます。

11 施設入所中の方が一時的に自宅に帰る場合、移動支援を利用することはできますか？

施設入所中は、外出支援も含め施設の職員が対応することが前提となるため、原則移動支援の対象外です。ただし、施設入所者の状況等を考慮したうえで、「一時的な帰宅が必要」と区が判断する場合は、入所施設から自宅への往復の移動及び自宅滞在中の余暇活動等の社会参加について、移動支援を利用することができるので、ご相談ください。

12 勤務地が変更になり、通勤経路を覚えるまでの間、就労先への送迎に移動支援サービスを利用することは可能ですか？

通勤は「経済活動に係る外出」のため移動支援は利用できません。ただし、前問のように期間を限定しての利用を認めることがあります。利用希望のときは、事前にご相談ください。

13 児童が習いごとや塾に行くため、移動支援を利用することは可能ですか？

認められません。

習いごとや塾は、定期的かつ長期にわたるものに該当するため、送迎に移動支援サービスを利用することはできません。

14 公衆浴場等への支援は利用できますか？

余暇として日帰り温泉や公衆浴場等は利用できます。

日常的（通年）に利用する場合は認められません。自宅に浴室がなく（浴室を利用できず）、公衆浴場等に行かざるを得ない場合のみ認められます。ただし、移動支援は送迎のみ算定できます。（入浴等については対象外です。）

15 移動支援を利用する際の外出準備や帰宅後のケアは認められますか？

移動に付随する業務として、持ち物の確認、戸締り、火気等の安全確認、排泄の声掛け、車いす準備、購入したものをしまう等、外出のための準備と帰宅後に行う5分～10分程度の援助は認めています。ただし、居宅内での更衣介助、食事介助、排泄介助等、身体介護の内容と認められるものは対象となりません。

## 16 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか？

可能です。ただし、一連の外出の中で、1ヵ所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定の対象となりません。

### <イベント等への参加について>

## 17 学校や事業所等が主催するイベント（行事）に移動支援を利用して参加することはできますか？

自宅から開催場所（集合場所）までの移動について移動支援を利用して参加することは可能ですが、イベント参加中は算定できません。学校・通所施設・移動支援事業所等がイベントを主催する場合、参加者の介助等は主催者側が対応するべきなので、イベント参加中のサービス提供を算定することはできません。

ただし、イベント内容や状況によって、イベント参加中の算定が認められる場合がありますので、事前にご相談ください。

### <プールでの利用について>

## 18 プールに行く場合、プール内の利用中の介護についても利用できますか？

プール内の利用中の支援については、更衣・トイレ等の支援を除き認められません。プールへの送迎のみ利用できます。

## 19 「スイミー」（知的障害者（児）水泳教室）への送迎に移動支援は利用できますか？

利用できます。ただし、プール利用中の支援については、更衣・トイレ等の支援を除き認められません。また、移動支援を利用する場合には、事前にヘルパーが送迎する旨を「中幡小学校温水プール（電話：03-3376-1069）」へご連絡ください。

### <ヘルパーとの待ち合わせについて>

## 20 保護者が駅等でヘルパーと待ち合わせて利用者をヘルパーにお願いし、移動支援を利用することは可能でしょうか？

認められます。

移動支援の起点は自宅ですが、保護者が同行してヘルパーに依頼する場合は認められます。

ただし送迎ともに保護者が可能な場合は、目的地内のみで移動支援を利用することはできません。

## <ヘルパーの家族への支援について>

21 ヘルパーが自分の家族に対してサービスの提供を行うことができますか？

配偶者又は3親等内の親族にはサービスの提供はできません。

## <2人支援について>

22 2人体制でのヘルパー利用はできますか？

「個別支援型」で、利用者の障がいの状況等から、ヘルパー1人では安全な移動が確保できないと認められる場合には、ヘルパー2人による支援を行うことができます。

2人支援を行う場合は、事前に申請（相談）が必要です。区は内容を審査のうえ、2人支援を行うかどうか決定し、利用者及び事業者へ通知します。

また、ヘルパー対応の利用時間数は月の支給時間を超えることはできません。

## <キャンセルについて>

23 外出の直前で体調不良となり、その日の利用をキャンセルしました。その場合のキャンセル料はどのようになりますか？

事業者と利用者の契約内容によります。契約時に、事業者からキャンセル時の取り扱いについて説明を受けてください。なお、移動支援のサービス費は、利用者に対しサービスを提供したものが対象となるので、キャンセル時に発生する諸費用（ヘルパーの自宅までの交通費等）等については、移動支援の対象となりません。

## <介護タクシー及び車を利用した支援について>

24 移動支援事業者が所有する介護タクシーを利用した場合の料金はどのようになりますか？

介護タクシーは、あくまでも「タクシーの利用」で、介護タクシーの利用には規定のタクシー料金が発生します。介護タクシーを利用した場合の交通費は、利用者が全額負担します。区へは請求できません。

25 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援は使えますか？

移動支援における支援内容は移動の介助を「常時介助ができる状態で付き添う」ものとしています。そのため、ヘルパーが運転手を兼ねる場合は、運転中は介助が行われている状態とはみなせないため、運転時間はサービス提供時間に算定できません。

26 利用者の家族が運転する車に乗り、ヘルパーは後部座席で利用者につき添って介助していた場合、移動支援を算定することはできますか？

ヘルパーが常時支援できる状態で、後部座席につき添っている場合には算定できます。車を降りた後、保護者が利用者を見守ることができる状態のときは算定できません。

### <交通費や飲食代について>

27 移動支援によりヘルパーと外出する際、交通費や飲食代の負担はどのようになりますか？

交通費は、ヘルパーの分も含めて利用者の負担となります。また、チケット代や入場料等の外出中の経費も同様です。飲食代は、事業者との契約時に確認をしてください。（飲食代は、事業者の取り決めによります。）利用者から受領する費用について、事業者は契約時に十分に説明をし、必ず利用者の同意を得てください。

### <通院の介助について>

28 移動支援で通院の介助をすることは可能でしょうか？

原則として、定期的な通院は、通院等介助の利用となります。ただし、移動支援利用中の突発的なケガ・体調不良により居宅介護（通院等介助）や介護保険制度の利用手続きが間に合わない場合や、又はこれらの制度が利用できない場合は例外的に移動支援を利用できます。このような状況が生じた場合は、必ずご相談ください。

### <通学支援について>

29 通学支援の支給時間の上限は何時間ですか？

1ヵ月あたり、24時間が上限となります。

30 学校帰りに放課後等デイサービスを利用します。学校から放課後等デイサービスまで、また、放課後等デイサービスから自宅までの移動に通学支援を利用できますか？

利用できます。ただし、自宅から放課後クラブ、放課後等デイサービス、日中一時支援施設の間の送迎は、夏休み期間中等の長期休暇期間のみ利用できます。利用方法に関しては、P8を参照してください。

31 大学に通学しています。通学支援は利用できますか？

利用できません。小・中・高等学校への通学のみ利用できます。

32 両親の介護があり、子どもの通学の送迎ができません。通学支援は利用できますか？

通学支援の利用は、保護者・家族が就労や疾病により送迎が困難な場合です。保護者・ご家族の方が、親族の介護を行っているという理由では通学支援を利用することはできません。

33 教室まで一人で行けず、教員が対応できない場合、教室までの通学支援を利用できますか？

利用できません。通学支援は、自宅から学校に到着するまでの移動を支援するものです。したがって、学校内での移動は学校側に委ねることになります。

34 下校時に学校から直接移動支援を利用して外出を行うことは可能ですか？

令和2年度より可能になりました。利用方法に関しては、[P8](#)を参照してください。必ず保護者の同意のもとでの実施をお願いいたします。

## <グループ支援について>

35 1人のヘルパーが複数の利用者に同時に付き添い、移動支援を実施することはできますか？

通学支援または通所支援で、出発地または目的地が同一の場合に限り、1人のヘルパーが2人の利用者  
を同時支援できます。事前提出資料など詳しくは、P9 または P12 の「実施方法」をご覧ください。

36 グループ支援の利用時間の上限はありますか？

グループ支援のみの上限はありません。通学支援または通所支援の支給量の範囲でご利用ください。

37 「移動A」と「移動B」の利用者を同時に支援することは可能ですか？

移動支援事業所が、安全性が確保できると判断した場合は、グループ支援を実施することが可能です。

38 グループ支援を実施する場合、安全性についての判断基準はありますか？

移動支援事業所で、以下の状況等から総合的に判断してください。

- ① 利用者の障がいの特性や心身の状況
- ② 派遣するヘルパーの技能
- ③ 各利用者に対する個別支援型での支援状況
- ④ 目的地や行程

## <通所支援について>

### 39 通所施設や通所施設のバス停まで移動支援の利用による送迎は可能ですか？

通年かつ長期にわたる外出にあたるので、通所施設やバス停までの送迎で移動支援を利用することは原則としてできません。ただし、就労継続支援 B 型事業所までの送迎のみ「通所支援」で利用可能です。詳しくは P11 を参照してください。

## <その他>

### 40 外出先で一時的にヘルパーのサービスを利用することは可能ですか？

移動支援は、単独での外出が困難な方に対する外出や社会参加のために必要な移動の介助を行うためのものです。したがって、目的地内のみの移動支援の利用はできません。

### 41 保護者が帰宅するまでの時間、一時的に移動支援事業所内で障がい児を一時預かりしてもらいたいのですが、サービスを利用することはできますか？

預かり等は移動支援の目的から外れるため、利用できません。一時預かりについては、「緊急一時保護」、「日中一時支援」をご利用ください。

### 42 サービス利用の予約時間に保護者等に予定が入ってしまい、自宅で本人のみ（児童）で留守番をし、ヘルパーと待ち合わせることになりました。保護者等からヘルパーの引き渡しを経ずにサービスを利用することは可能ですか？

原則、児童についてはできません。本人の安全確保の観点から、サービス開始時・終了時には、保護者等とヘルパーの間で引き渡しをする必要があります。上記のような場合は、予約時間の変更等により、対応してください。なお、サービス終了時には、保護者等の引き受け者が、履行確認として実績記録票に押印又はサインする必要があります。

成人については、安全面の確保等について、保護者等と移動支援事業所の両者合意の上で、引き渡しを経ずに利用できます。

### 43 外出の際、ヘルパーと食事を一緒にしたいが可能ですか？

一連の支援の中で、必要があれば認められます。ただし、事業者によって決まりがありますので、契約時に確認をとってからサービスを受けるようにしてください。

#### 4.4 申請にあたり、利用者が用意する書類はありますか？

まずは、窓口やお電話でご相談をお願いしています。また、申請の流れについてはP13を参照してください。

#### 4.5 複数の事業所と契約をすることはできますか？

可能です。ただし、契約した全ての事業所の1ヵ月あたりの利用時間数の合計が支給決定時間数を超えた場合は、超過分は全額自己負担となります。

#### 4.6 移動支援の支給時間が余っているため、足りない通学支援に充てて利用することはできますか？

移動支援の支給時間を通学支援及び通所支援に充てて利用することはできません。支給決定されている利用時間を超過した場合、費用は全て自己負担となります。

### <サービス時間の算定について（移動支援事業者向け）>

#### 4.7 利用時間数について算定方法を教えてください。

移動支援事業の利用時間は30分単位です。

利用時間が15分未満の場合は切捨て、15分以上のときは30分に切上げます。

このほか、移動支援を1日に複数回行った場合で、前後の支援の間隔が2時間未満のときは、前後の支援時間を合わせて1回の支援として算定します。

#### 4.8 事業所から利用者宅まで30分の移動時間がかかります。その後、利用者の支援を30分行っていきます。60分として算定してもいいですか？

移動支援は、利用者の支援をしている場合のみ算定できるので、この場合の支援は30分になります。したがって、支援前のヘルパーの移動時間は算定できません。

#### 4.9 ヘルパーの待ち時間はサービス時間に含まれますか？

原則、待ち時間はサービス時間には含みません。サービス費の請求は、待ち時間を除いた実際にサービス提供を行った時間で算定してください。

#### 5.0 利用者宅から目的地への片道送迎をした後、利用者宅に置いた自転車を取りに戻る時間を算定することはできますか？

移動支援は、利用者の支援をしている時間のみ算定できます。したがって、支援後に利用者宅へ戻る時間は、算定できません。

51 1回の外出に対する移動支援の提供について、ヘルパーが途中で交替することになりました。その際の算定方法はどのようになりますか？

移動支援は利用者1名に対し、ヘルパー1名が対応するのが基本です。

ただし、何らかの事情により、途中交換した場合でも、全体を1回の支援として、その合計の所要時間に応じた利用料金を算定します。途中で交替した場合にはその旨分かるように、明細書の備考欄へ記載してください。

52 目的地でヘルパーが見守る時間は、利用時間に含まれますか？

見守りの内容や必要性により異なります。

目的地で常時支援ができる状態で見守る必要がある場合は、利用時間数に含まれます。ヘルパーが本人と離れて支援ができない状態での待ち時間は、利用時間数に含まれません。

53 移動支援で通院の介助をした際に、医療機関内の待機時間は利用時間に含まれますか？

原則、移動支援での通院の介助は送迎のみが対象です。したがって、待機時間は利用時間数に含まれません。

## 移動支援で利用できる経路

利用区分	起点	利用できるもの	利用できないもの
移動支援 (一般)	自宅	自宅 ⇄ 余暇活動	
		自宅 ⇄ 病院 (突発的なケガや病気のとき)	自宅 ⇄ 病院 (定期的な通院)
		自宅 ⇄ プール (目的地までの往復のみ)	自宅 ⇄ 運動 (一緒に運動等するとき)
	自宅	自宅 ⇄ 入所施設 (一時帰宅)	
	入所		入所施設 ⇄ 余暇活動 (入所中のとき)
	短期	自宅 ⇄ 短期入所	
通学支援	自宅	自宅 ⇄ 都内の特別支援学校	
		自宅 ⇄ 特別支援学校のバス停	
		自宅 ⇄ 区立小・中学校 (障害児に限る)	
自宅 → 学校 → 放課後等デイサービス		自宅 → 学校 → 放課後等デイサービス → 自宅 (1日3経路の利用)	
自宅 ⇄ 放課後等デイサービス・放課後クラブ (夏休みなど長期休暇のとき)		自宅 ⇄ 放課後等デイサービス・放課後クラブ (通常時)	
自宅 ⇄ 日中一時支援 (長期休暇中)			
学校	学校 → 放課後等デイサービス → 自宅 (1日2経路まで)		
短期	短期入所 → 学校 (退所日のみ)	短期入所 ⇄ 学校 (施設利用中のとき)	
ちよこつと※	ちよこつとステイ	ちよこつとステイ ⇄ 余暇活動 (入所中のとき)	
通所支援	自宅	自宅 ⇄ 就労継続支援B型事業所	
	GH	グループホーム ⇄ 就労継続支援B型事業所	
通所支援 + 移動支援	自宅	自宅 → (通所) → 就労継続支援B型事業所 → (移動) → 余暇活動 → (移動) → 自宅	

※ちよこつとステイ…渋谷区知的障害者(児)緊急一時保護制度